

北海道地方独立行政法人評価委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道地方独立行政法人評価委員会条例（平成18年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第7条第1項の規定により、委員会に設置する部会の名称及び所管する地方独立行政法人については、別表1のとおりとする。

2 条例第7条第6項の規定により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、別表2のとおりとする。

3 部会長は、部会の議決及び審議の結果について、委員長に報告する。

(会議の公開)

第3条 委員会の会議は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第26条の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 委員長は委員会の会議における審議内容が北海道情報公開条例第26条ただし書きの規定に該当すると認める場合は、他の委員の了承を得た上で、委員会の会議を非公開とするものとする。

(傍聴人に対する指示)

第4条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(書面による議決)

第5条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第6条の規定による会議の招集及び議決に代え書面により委員の意見を徴して、委員会の議事を決することができる。

(1) 緊急を要する場合であって、会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等により会議を開くことが困難と認められる場合

2 委員長は、前項の規定により委員会の議事を決したときは、その結果を委員に報告しなければならない。

3 前2項の規定は、部会の議決について準用する。

(議事録等)

第6条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 3月 2日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

名 称	所管する地方独立行政法人
公立大学部会	北海道公立大学法人札幌医科大学
試験研究部会	地方独立行政法人北海道立総合研究機構

別表 2 (第 2 条関係)

ア 公立大学部会

事 項	根拠法
一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第五十六条第一項
中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第七十八条第四項
各事業年度における業務の実績についての評価	地方独立行政法人法第七十八条の二
各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び知事に対する通知	地方独立行政法人法第七十八条の二
各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	地方独立行政法人法第七十八条の二
各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	地方独立行政法人法第七十八条の二
知事による財務諸表の承認の際の意見	北海道地方独立行政法人評価委員会条例第二条第三項

イ 試験研究部会

事 項	根拠法
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について知事が評価する際の意見	地方独立行政法人法第二十八条第四項
一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第五十六条第一項
中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	北海道地方独立行政法人評価委員会条例第二条第一項
各事業年度及び中期目標期間における業務の実績について知事が評価する際の意見	北海道地方独立行政法人評価委員会条例第二条第二項
知事による財務諸表の承認の際の意見	北海道地方独立行政法人評価委員会条例第二条第三項